

全国市長会関東支部要望議案
(栃木県市長会)

目 次

I. 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1. 国・地方税法等の改正について	1
2. 地方交付税について	1
3. 電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について	1
4. 国庫支出金について	2
5. 地方創生について	2
6. 公共施設の再利用について	2
7. 社会保障・税番号制度の導入について	2
8. テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について	2
9. 地方消費者行政強化交付金について	3
10. 総合行政ネットワーク回線（LGWAN）環境整備向上について	3
11. 行政のデジタル化の推進について	3
12. 自治体テレワークの推進について	3
13. 地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について	3

II. 教育文化行政の充実強化について

1. 学校教育施策の充実について	5
2. 公立学校施設等の整備について	6
3. GIGAスクール構想の実現について	6
4. 育児短時間勤務への対応について	6
5. 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について	7
6. 部活動の地域移行等に関する補助について	7
7. 日本語教室運営補助金の充実について	7
8. 文化財の保護について	7

III. 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

1. 介護保険制度について	8
2. 子育て支援策の充実について	8
3. 障害者福祉施策について	9
4. 生活保護、生活困窮者対策について	10
5. 孤独死の対応について	10

6. 成年後見制度の利用促進に係る財政支援について	10
7. 国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について	10
8. 地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について	11
9. 救急医療等について	12
10. 各種予防接種対策等について	12
11. 特定健康診査の充実について	12

IV. 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1. 廃棄物処理対策について	13
2. 地球温暖化対策の推進について	13
3. 産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について	13
4. 上・下水道等の整備促進等について	13
5. 道路・街路の整備促進について	14
6. 河川等の治水事業等の推進について	14
7. 交通・運輸対策について	14
8. まちづくり事業等の推進について	14
9. 鳥獣の駆除・防除対策について	15
10. 場外車券売場等の設置について	15
11. 農政施策について	15
12. 農業及び畜産業経営に対する財政支援について	16
13. 社会資本整備総合交付金制度について	16
14. 公共施設や公有財産の維持管理について	16
15. 生活環境等の保全について	17
16. デジタル田園都市国家構想交付金事業の推進について	17
17. 空き家対策について	17

V. 防災・減災対策の充実強化について

1. 防災・減災対策等の充実強化について	18
2. 発災時の支援対策について	18
3. 防災・減災、国土強靱化対策の推進について	19
4. ハザードマップ等のデジタル化について	19

I. 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1. 国・地方税法等の改正について

- (1) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、将来にわたって現行制度を堅持すること。

(栃木市)

- (2) 自動車検査証の返付時の納税証明書等の提示については、オンライン確認により順次省略可能となり、令和7年4月までの小型二輪自動車の対応をもって全て移行されることから、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号）に定める納税証明書の交付手数料を徴収しないこととする規定を削除すること。

(大田原市)

2. 地方交付税について

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで必要額を確保すること。

(宇都宮市、足利市、小山市、那須烏山市、下野市)

- (2) 地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債の発行に頼る現行制度を見直し、国において、交付税原資の不足に対して地方交付税の法定率を引き上げるなどの必要な加算措置を行うこと。

(宇都宮市、足利市、那須烏山市、下野市)

- (3) ふるさと納税の取組において、返礼品の調達額（返礼率）を寄附金額の30%以下に維持し、全国各地への配送、寄附者の利便性向上、担当職員の確保といった標準的な取組に対する費用負担のみを考慮しても、ふるさと納税募集の適正な実施に係る基準として定められた「寄附金の募集に要した費用50/100以内」に収めることが難しいことから、費用の割合を見直すこと。

(大田原市)

- (4) 公的病院等に対する運営助成等のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税措置から補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。また、地域の実情に応じて、公立病院の運営費に係る財政措置を拡充し、地域の中核病院を対象とした直接的な支援制度を構築すること。

(大田原市)

3. 電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について

- (1) 本交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分(水力交付金)は、令和3年度から交付期間を10年間の延伸をするなどの制度改正がなされたが、今後も安定的な水力発電を維持する必要性があることから、法律に基づく恒久的な措置とすること。

また、水力発電施設周辺地域交付金が電源地域の振興に果たしてきた役割を正當に評価し、交付単価を令和2年度を基準とする限度額の上限抑制を撤廃すること。

(日光市)

- (2) 低炭素社会の実現のため、クリーンで安全な再生可能エネルギーである水力発電の重要性を考慮し、水力交付金の最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図ること。
(日光市)

4. 国庫支出金について

市町村合併や少子化の進展による義務教育施設の統合により廃校となった学校施設について、更に地域振興のため有効活用できるよう、転用目的が公益的な地域振興拠点などに供する場合は、有償による貸与・譲渡等においても国庫納付金や学校施設整備のための基金積立てなしで承認されるように「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)(令和2年12月)」等に定められている補助金返還諸規定を抜本的に見直すこと。

(小山市、那須烏山市)

5. 地方創生について

- (1) 国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略における国の果たすべき役割を着実に実行するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)については、交付金対象事業等の制約を最小限とし、地方の裁量度の高い制度とすること。

また、地方版総合戦略に基づく継続事業については、年度当初から複数年度の交付を担保すること。

(矢板市、事務局)

- (2) 地方創生実現のためには、地域の活性化につながる施設整備を行うことが必要であるから、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)については、長期的な支援を行うこと。

(矢板市)

6. 公共施設の再利用について

地方分権の流れの中で閉鎖される国の施設を、地元の区市町村が無償で再利用できるよう柔軟な対応をすること。

(栃木市)

7. 社会保障・税番号制度の導入について

- (1) 行政の効率化と国民の利便性向上を目的としたマイナンバー制度及びマイナンバーカードによる利用環境の向上は将来的にも拡大していくことが予測され、その基盤を維持していくためにも、マイナンバーカード交付事務費補助金については、令和7年度以降も継続すること。

(さくら市)

- (2) マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、さらなる利便性の向上を図るため、運転免許センターにおいてもマイナンバーカードの更新発行を可能とするなど、マイナンバーカードの交付機関を拡充すること。

(下野市)

8. テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について

地上デジタル放送への移行時に地元住民により設置された共聴施設の維持管理に係る費用及び地デジ化以前の老朽化した共聴施設の改修や移転、光ファイバケーブル化に係る費用については、地

理的難視地域の多くは高齢化率が高く、資機材等の高騰もあり、地域において、大規模改修に係る費用を負担することは、極めて困難な状況である。国の責任において、地域によってテレビ受信に係る負担の格差がないよう、財政支援を講じること。

(大田原市、那須塩原市)

9. 地方消費者行政強化交付金について

地方消費者行政強化交付金については、これまで国と地方自治体が連携して充実させてきた消費生活相談等の消費者行政が後退することのないよう、早期に人件費等の財政支援の拡充を図り事業メニュー、補助率、活用期間等について、地域の実情に応じた取組が可能な制度とすること。

(矢板市)

10. 総合行政ネットワーク回線（L GWAN）環境整備向上について

次期L GWANについては、基幹業務システムの標準化に伴うガバメントクラウドへの接続回線として利用できるよう、整備時期が前倒しされたところであるが、各自治体の財政負担を軽減できるよう、ガバメントクラウドへのシステム移行時期に合わせた段階的な帯域確保や冗長化対応など、柔軟なサービス提供と価格設定を行うこと。

(小山市)

11. 行政のデジタル化の推進について

- (1) 地方自治体の情報システムの標準化については、自治体の人的・財政的負担が生じることがないよう、万全の措置を講じること。また、その情報システムの標準化に係る経費について、導入時に多額の費用を要するため、地方交付税によらず、全額国庫負担とするとともに、移行においては、基礎自治体及びベンダーから再度意見聴取を行い、実態に即した財政支援実施や移行期限設定をすること。

(足利市、小山市、矢板市)

- (2) 自治体情報システムの標準化対応において、標準化対象20業務を対象としている「デジタル基盤改革支援補助金」について、標準化対象システムと同一のパッケージで一体的に運用している医療費助成などの自治体独自施策のシステムも標準化への移行に伴い対応が必要であることから、それらの経費についても補助対象とすること。また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に掲げられた、情報システムの運用経費が平成30年度比で3割削減となるよう、ガバメントクラウドやその接続ネットワークについて、適切な利用料の設定とすること。

(宇都宮市)

12. 自治体テレワークの推進について

自治体テレワークの推進は、新型コロナウイルス感染症対策のみならず、業務のデジタル化による効率的な行政運営や働き方改革につながるものであるため、現在、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施している実証実験終了後においても、自治体に対するテレワーク環境の提供を継続するとともに、サービスの提供を無償とするなどの財政支援を行うこと。

(大田原市)

13. 地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について

- (1) 権限移譲等に伴う税源の移譲に当たっては、地域の実情に見合った実質的な移譲を行うこと。

(栃木市)

(2) 地方分権改革における権限移譲事務において、地域の実情にあった特色あるまちづくり推進のため、特に土地利用関係法令の権限及び税財源の移譲を図ること。

(矢板市)

(3) 人口減少や少子化・高齢化が進展している中、地方においては、従来から生活機能などの結びつきが強い広域行政圏が形成されているが、その圏域内では定住自立圏構想における中心市となり得る要件に満たないため、定住自立圏共生ビジョンを策定することが不可能となっていることから中心市の要件を3万人程度に緩和すること。

(矢板市)

Ⅱ. 教育文化行政の充実強化について

1. 学校教育施策の充実について

- (1) 学校運営を円滑化し、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境を確保するため、少人数学級編制や特別支援教育等に対応する教職員定数の拡充や養護教諭、事務職員の配置等の一層の充実を図るなど、中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に推進すること。併せて十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市)

- (2) 学習指導要領の確実な実施及び教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保を目指し、さらには働き方改革の観点からも、教員業務支援員の全校配置を継続及び拡充するとともに、少人数指導、専科指導、TT(チームティーチング)指導及び読書指導等を推進するため、更なる加配定数の充実を考慮した公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。また、中学校を含めて、30人を学級編制の標準規模とするよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を図るとともに、所要の財源措置及び教職員確保に向けた対策を講じること。

(宇都宮市)

- (3) 35人学級への対応に伴い、教職員配置の充実、特別支援教育における専任教員及び公立小学校における外国語教育に関わる専科教員等の適正配置を図ること。また、教室が不足する状況等を考慮し、自治体の状況に応じて柔軟な施設整備ができるよう十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市)

- (4) 小学校の少人数学級の導入については、計画どおり実施するとともに、中学校の少人数指導についても拡充を進めること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市、事務局)

- (5) 学習指導要領の実施に伴う小中学校の年間総授業時数の増加に対応するには、教員の増員が必要不可欠である。非常勤による対処ではなく、確かな人材として正規の教員を増員すること。

(栃木市)

- (6) 令和2年度からの学習指導要領に基づく小学校の外国語活動及び外国語科について、ALTや専科教員の配置等、人材の確保や財政上の支援を制度化すること。

また、中学校においても同要領にて外国語教育の更なる充実が示されており、ALT等の配置について、小学校同様に制度化すること。

(下野市)

- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の配置においては、食物アレルギー等への対応や学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を緩和し、多くの学校に栄養教諭及び学校栄養職員を配置すること。

(栃木市、小山市、下野市)

- (8) 学習指導要領の実施に伴う教師用教科書及び教師用指導書等の購入経費について財政措置を講ずること。

(栃木市)

2. 公立学校施設等の整備について

- (1) 35人学級への対応や、新增築・改築・改修事業、バリアフリー化を計画的に推進できるよう、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金予算を十分確保するとともに、国庫補助の対象拡大、補助率の引上げ、地域の実情に即した単価への見直しなど、財政支援の拡充を図ること。

特に、公立学校施設用地の買収における補助要件及び対象の拡充や老朽化対策、トイレ改修及び空調設置等の大規模改修事業や学校給食施設整備事業等について、多くの市区町村が施設更新時期を迎えることから、十分な財源を確保し、支援の充実を図ること。

(佐野市、さくら市)

- (2) 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には、地域住民の避難所としての役割も担う重要な施設であることから、気候変動に対応する空調設備等の設置について、リース方式による空調設備の設置の経費においても補助制度の対象とすること。特に屋内運動場への設置については、早期に教育環境の改善及び、避難所としての機能強化を図るため、断熱性能を求めることなく、支援の対象とすること。

(鹿沼市)

3. GIGAスクール構想の実現について

- (1) 多数の端末が接続されても安定的に授業等で利用できる環境整備のため、校内LANとインターネットを結ぶ高速大容量通信接続環境を提供すること。また、インターネットを利用した教育サービスを通信速度が遅延することなく安定して受けられるよう、それらのサービス提供元に對し支援すること。

- (2) GIGAスクール構想を持続可能なものとするため、国の責任において端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用のほか、各種ソフトウェアに係る費用や通信費についても、地域の実情に即して、後年度負担も含め、自治体に負担が掛からぬよう、地方交付税による財源措置ではなく国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

また、学級数の変動に伴い大型提示装置、充電保管庫、校内通信ネットワーク等の追加整備等が毎年度発生することから、これらの整備費用についても、十分な財政措置を講ずること。

- (3) 教育委員会における学校の機器整備、教員への研修等の計画の策定・推進に係る事務費に対する補助を拡充すること。
- (4) 教職員の「ICT機器の活用スキルの向上」及び「ICT機器を最大限に活用した授業の推進」のため、ICT機器とその活用方法を熟知しているICT支援員の配置に係る経費について、地方創生臨時交付金の増額なども含め、十分な財政措置を行うこと。
- (5) GIGAスクール運営支援センター等の補助事業については、令和7年度以降も長期的に継続すること。

(宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、下野市)

4. 育児短時間勤務への対応について

児童生徒は学級を基盤に集団生活を送っており、学級担任は一貫して責任ある指導を行う必要があることから、育児短時間勤務を実施する学校に対して、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の増員に努めること。

(栃木市)

5. 就学援助費(準要保護援助費)の国庫補助の実施について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費(準要保護援助費)について、国庫補助対象とするなど、十分な財政措置を講じること。

(矢板市)

6. 部活動の地域移行等に関する補助について

(1) 部活動の質的な向上と部活動指導体制の充実を図り、教職員の働き方改革に寄与する部活動の地域移行を進めるため、運営団体や実施主体の体制整備、指導者となり得る人材の確保や採用・研修、参加費用の負担、自主運営を担保するための運営費の補助等について、国において、柔軟かつ多面的な支援制度と十分に継続的な財政的措置を講じること。

(佐野市、大田原市、矢板市)

(2) 地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、所要の財政措置を引き続き講じること。また、財政措置として整備事業を実施しているが、その際、通年での実施や報告書等の簡略化などにより、活用しやすい事業とすること。

(佐野市、大田原市、矢板市)

(3) 部活動の地域移行について、保護者や地域の理解と協力が得られるよう、より一層、国をあげての広報活動を行うこと。

(佐野市、矢板市)

7. 日本語教室運営補助金の充実について

外国人住民を対象とした日本語教室にかかる運営費に対して、継続的に利用できる補助金を新設すること。

(さくら市)

8. 文化財の保護について

(1) 国宝をはじめとする文化財の維持・補修等の整備費に係る国庫補助金については、文化財が国民の宝であり、未来永劫残していかなければならない貴重な国民の財産であることを踏まえ、優先的に予算を確保し、毎年の事業実施要望分の補助金を確実に確保するとともに、さらなる所有者負担の軽減に向けて、補助率増などによる補助拡充等、文化財保護体制の充実・強化を図ること。

(日光市)

(2) 文化財は国民の貴重な財産であり、これを将来に向けて適切に保護するとともに、貴重な地域の資源として地域振興等に活用していくとする国の施策に地方が取り組んでいくためには、確実な保護・管理と活用に向けた専門的な知見を有する人材が必要である。地方での人材確保には財政的・人材的に限界があるため、国の専門職員の派遣や専門人材の派遣制度など保護・活用に向けた施策を講じること。

(日光市)

Ⅲ. 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

1. 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の充実に向けて、国の責任において必要な財政措置を講じること。併せて、地域支援事業(総合事業)の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を行うこと。また、地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の処遇改善等、人材の確保及び定着に向けた取組を強化すること。

(栃木市、佐野市)

- (2) 被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である介護給付費及び介護予防・日常生活総合支援事業(地域支援事業)に要する費用の25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。

(栃木市)

2. 子育て支援策の充実について

- (1) 子ども医療費助成制度を全国統一の国の制度として創設し、0歳児から18歳までを所得制限及び自己負担を設けずに助成するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。その際は、国・都道府県・市区町村の費用負担役割を明確にするとともに人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。

また、少子化対策及び子育て支援対策として、妊産婦やひとり親家庭医療費助成事業に対する国庫補助制度を創設すること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 保育士確保の地域格差(都市部と地方の自治体間の財政力による保育士処遇の格差)をなくし、保育士を安定的に確保するため、国において処遇等の統一的な制度を創設すること。また、公定価格の地域区分について、同じ生活圏域において隣接自治体との地域区分に格差が生じている現状から、安定的な人材の確保や継続的な市民サービスの提供に支障をきたすため、自治体より広い生活圏域において同一の地域区分にするなど早急に見直すとともに、隣接地域との地域区分差に配慮し、地域の実情に合わせ弾力的に運用すること。

(小山市)

- (3) 年度途中入所の予約枠を確保した事業者に対する運営費の補填制度を創設すること。

(鹿沼市)

- (4) 放課後児童クラブを利用する就学援助世帯などの生活に困窮する世帯や多子世帯の経済的負担を軽減するため、地方自治体が利用料の減免や助成等を行った場合、国においてその減免又は助成した額に対する補助制度を創設すること。

(足利市)

- (5) 人口減少・少子化問題は、地方自治体の存続に関わる重要な課題であるが、財政基盤の弱いなかでは、大変厳しい状況であることから、市区町村の負担が生じることがないように学校給食費の無償化に取り組むこと。

(栃木市、大田原市)

(6) 保育園や認定こども園等に通園している子どもたちの給食費の無償化に取り組むこと。

(栃木市)

(7) 障害児への教育・保育に対する支援制度については、幼稚園と保育所、幼稚園と保育所の機能を持ち合わせた認定こども園と、それぞれ異なる複雑な制度となっている。全ての子どもに質の高い教育・保育を提供する観点に立ち、補助事業を一本化し特定財源化を図ること。

(栃木市)

(8) 保育所等の職員配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により定められているが、現在の配置基準では安全の十分な確保が難しく、特に乳児や1・2歳児といった意思疎通の難しい低年齢児は、より多くの職員の対応が必要であることから、保育施設内での事件や事故が増加傾向にあることも踏まえ、保育の質を確保するため当該基準を見直すこと。職員配置基準の見直しに当たっては、当面は認可基準の見直しではなく、公定価格の加算による対応とすること。また、市区町村の独自施策により当該基準を上回る職員数を配置している場合については、財政支援を行うこと。

(足利市)

(9) 子育て短期支援事業については、市町村が児童を保育士等に直接委任することにより介護施設等で実施が可能となったが、新たに保育士等の設置が必要になる場合もあるため、子ども・子育て支援交付金制度において人件費等運営費の国庫補助制度を新設すること。

(栃木市)

(10) 認可外保育施設における安全・安心な保育環境等の維持・向上を図るため、児童福祉法第59条に基づく施設への立入調査等を実施するに当たり、施設の協力が得られない場合においても、実効性のある立入調査等を実施できるよう、裁判所が発する令状等に基づく強制的な立入調査権限の付与や警察機関の協力義務規定の追加、正当な理由なく施設への立入調査等を拒否した場合等における保育料無償化対象施設からの除外規定の追加など、法制度を見直すこと。

(宇都宮市)

3. 障害者福祉施策について

(1) 地域生活支援事業については、国は自治体が支弁した費用の100分の50以内で補助することができるが、実際の補助額は100分の50を大きく下回っている。自治体に超過負担が生じないように、100分の50を補助できる財源を確保すること。

(足利市、大田原市)

(2) 障害児（難聴児、重度心身障害児を除く）への児童発達支援に対する児童発達支援給付費の基準について、人口規模の小さな市町村では定員10人程度の児童発達支援センターを設置することが想定されることから、小規模な施設にも対応できるよう定員30人未満の給付費単価を新たに設定すること。

(矢板市)

(3) 障害者が使用する補装具の支給に係る基準額について、基となる国の基準額が市場価格と乖離する品目については、市場価格に見合った引き上げを講じること。

(日光市)

4. 生活保護、生活困窮者対策について

- (1) 生活保護制度は、最後のセーフティネットとして全国一律の社会保障制度であることから、生活保護費の現行の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。また、国と地方の負担割合の見直しが行われるまでの間、地方負担を軽減するための財政措置を講じること。

(矢板市、那須塩原市)

- (2) 全国的に生活保護受給世帯数が高い水準にある状況を踏まえ、雇用労働政策や年金制度など社会保障制度全般のあり方、保護基準や自立支援の見直しを始め、ケースワーク業務の委託化や事務の負担軽減、簡素化及び職員配置についての法制化等を含めた生活保護制度の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

(矢板市、那須塩原市)

- (3) 生活保護の級地制度・級地指定は、市町村合併や地域経済の変化に伴い、各地域の生活水準の実態と乖離している状況であることから、近隣市町村間でより生活実態に則した指定を行うよう見直すこと。

(足利市)

- (4) 近年の異常気象等による熱中症予防として、生活保護世帯に対する冷房器具の支給が効果的と思慮されるため、保護開始時期に関わらず支給対象とするとともに、故障による買い替えや修理も支給対象とするよう基準を緩和すること。

(さくら市)

5. 孤独死の対応について

孤独死者のうち葬祭を行う者がいない遺体は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定に基づき市長が葬祭を執行しているが、その葬祭費は遺留物品等の売却等により費用弁償することとなり、財産等がある場合には相続財産管理人の申立てなど、種々の手続きと事務費用を負担し、その帰属を確定させていることから、負担に係る支援制度を創設すること。

(栃木市)

6. 成年後見制度の利用促進に係る財政支援について

成年後見制度利用促進体制整備推進事業について、実施自治体の財政負担の軽減及び事業の地域格差解消のため、地方負担を軽減するための財政措置を拡充すること。

(下野市)

7. 国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

- (1) 国民健康保険の被保険者は高齢者が多いことなどから、1人当たりの医療費の増加が続く一方、低所得者が多いために保険料負担能力は低いという構造的課題を抱えている。また、高齢化の進展による介護サービス利用者増に伴い、介護納付金が年々増加し、2号被保険者の負担が重くなっていくことが避けられないほか、近年の高額医薬品の使用、医療技術の高度化等が医療費の増加要因となり、国保運営において新たな課題となっている。さらに、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いこと等に加え、社会保険の適用拡大により、現役世代が被用者保険に移行することで、これまで以上に医療費がかかる層の割合が高まることが想定され、一人当たり保険料のさらなる増加が見込まれる。こうしたことから、定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化

拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。また、高齢・低所得者を多く抱える保険者に対し支援を強化すること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (2) 国民健康保険財政の安定的な運営を維持するため、各種医療費助成制度等の地方単独事業実施による療養給付費等負担金、財政調整交付金の減額算定措置を条件なく全面的に廃止すること。

また、国の医療費負担率を引き上げること。

さらに、将来まで安定的に国民皆保険体制を維持することができるよう、さらなる財政支援の充実・強化を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、小山市、大田原市)

- (3) 国民健康保険における子どもの均等割保険料(税)軽減措置導入については、令和4年度から施行されたところであるが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減割合も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、必要な財源を確保したうえで、対象者及び軽減割合の拡大を早急に実施し、軽減措置の拡充を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、大田原市)

8. 地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について

- (1) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、卒業大学の所在する都道府県の中から研修病院を選択する制度、国立の医科大学卒業生による医師不足地域における一定期間の診療の義務付け、都道府県ごとの臨床研修医募集定員の上限見直しなど、地域医療に携わる医師を確保できるよう新医師臨床研修制度の抜本的見直しを図ること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (2) 周産期医療においては、産科医・小児科医等の医師不足が顕著であり、国も医師等の確保や医療体制の整備等、充実強化に取り組んでいるが、さらに実効性のある総合的な対策が必要である。このため、産科医・小児科医・看護師等の医療従事者の労働条件の改善を図ること。また、再就業等の支援を行い、医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

(栃木市、矢板市)

- (3) 周産期医療や小児医療・小児初期救急診療の充実・強化を図るため、産科医・小児科医等の計画的な育成や確保など、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (4) 地域医療サービスを安定的に提供するため、産婦人科医や小児科医をはじめとする医師や看護師の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師や看護師の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じること。

(栃木市)

- (5) 産婦人科、小児科、救急医療等に携わる医師及び看護師不足の解消のため、女性を含めた医師や看護師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職を支援する等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市)

- (6) 産科及び小児科の医師の集約化・重点化については、地域の拠点病院である公的病院等に適切な配慮を図ること。

(栃木市)

9. 救急医療等について

- 二次救急医療機関の施設整備や、体制の維持に対する財政支援も含めた新たな支援策を講じること。

(栃木市)

10. 各種予防接種対策等について

- (1) 市区町村の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法に基づく定期接種については、健康被害への対応を含め、国の責任において財源を地方交付税によらず、全額保障する措置を講じること。

(足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、大田原市、矢板市、那須烏山市、下野市)

- (2) 帯状疱疹の発症予防のためには、ワクチンが有効とされているが、接種効果が高いとされる「不活化ワクチン」は、費用が高額であることから、一定の年齢以上の者に対するワクチンの有効性と安全性を確認した上で、帯状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種化すること。

(栃木市、佐野市、大田原市、矢板市)

- (3) 令和6年度から新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用が有料となり、これに対して一部交付税措置が行われるが、自己負担額が生じることで接種率が低下し、感染拡大により、重症化リスクの高い高齢者の健康が脅かされる事態や、重症化の増加による医療体制への負荷が高まる事態等が懸念されることから、国による全額助成も含め、財政支援を拡充すること。

(栃木市、真岡市、さくら市)

11. 特定健康診査の充実について

- (1) 歯周病を予防することは、口腔の健康のみならず、全身の健康につながるものであることから、特定健康診査の項目に歯周疾患検診を導入すること。

(栃木市)

12. 感染症予防に関する物資について

- (1) 医療用物品など、必要な物資が十分に確保できるよう、生産・供給体制の強化を図るとともに、医療機関の現場ニーズに適切に応えられるように速やかに必要数を確保し供給すること。また、今後も起こりうる大規模感染症が発生した際に、医療物資及び衛生用品等が不足しないよう、生産・供給体制の強化を図ること。

(足利市)

- (2) 感染症予防に必要な物資の調達に要する経費については、十分な財政措置を講じることとし、必要な物資の備蓄ができるよう財政措置を継続すること。

(足利市)

IV. 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1. 廃棄物処理対策について

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、廃棄物処理施設の更新需要に見合った所要額を確実に確保すること。また、対象施設や対象事業の拡大、交付率の引き上げを講じる等、制度の充実を図ること。

(那須塩原市、栃木市)

2. 地球温暖化対策の推進について

- (1) カーボンニュートラル実現に向けて、再エネ・省エネ設備等導入時の補助事業について、継続、補助率の拡充、要件緩和を行うこと。

(矢板市)

- (2) 現在、公営企業の脱炭素化については、脱炭素化推進事業債を活用できる地方財政対策がなされており、同事業債の事業期間については地域脱炭素の集中期間の令和7年度までとされているが、上下水道事業において、脱炭素化は公営企業事業者の責務と認識しており、様々な財政的課題を抱えながら、カーボンニュートラルの実現に向けその推進に長期的に取り組んでいく必要があることから、少なくとも、温室効果ガスの半減を目標としている令和12年度まで延長すること。

(宇都宮市)

3. 産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について

産業廃棄物処理施設設置に伴い、事業者と地域住民又は地域住民同士の軋轢が頻繁に生じることから、廃棄物処理法に地域住民への事前説明及び住民又は地元自治体の同意を必須条件とするよう法改正を行うこと。

(那須塩原市)

4. 上・下水道等の整備促進等について

- (1) ライフラインである水道施設の保全のため、老朽化した水道施設の更新や耐震化がより促進されるよう財政措置の拡充を図ること。特に、生活基盤施設耐震化等交付金については、所要額を確実に確保するとともに、資本単価、給水人口及び水道料金に係る採択基準を撤廃、または大幅に緩和すること。

(さくら市、那須烏山市)

- (2) 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率を上げるため、下水道整備事業及び浄化槽設置整備事業の一層の推進を図ること。

(大田原市)

- (3) 下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する、極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に人口減少が進む中、施設の新設よりも既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、延命化を図ることの重要性がますます高まるとともに、高度経済成長期以降、急速に整備された下水道施設のストックの老朽化が今後増加していくことは必至であることから、下水道施設の改築・更新、老朽化対策等に係る十分な財政支援を講じること。

(佐野市、日光市)

- (4) 汚水処理施設の統廃合による農業集落排水事業の後利用については、地方事務の負担軽減による効率化を図るため、施設再編を行う全ての自治体が補助金返還を伴わないよう、後利用の使用開始期間等を含め財産処分等の承認基準の条件緩和をすること。

(大田原市)

5. 道路・街路の整備促進について

- (1) 国道を跨ぐ橋梁の管理については、国による直接管理とし、定期的な点検及び補修工事を実施すること。

(小山市、下野市)

- (2) 国の新広域道路交通計画に構想路線として位置付けられた「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」は、県域を越えた連携・交流の促進や国土強靱化に大きく貢献し、栃木県東部地域の未来を創る道路として期待されることから、早期事業化に向けて支援すること。

(那須烏山市)

6. 河川等の治水事業等の推進について

- (1) 「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」及び「令和元年東日本台風」に伴う大雨により浸水被害が発生した河川における河道整備、排水機場、雨水ポンプ場、調節池、田んぼダムなどの多岐にわたる抜本的な排水強化対策による流域治水の推進に向けた財政措置を講じること。

(栃木市、小山市)

- (2) 令和元年度東日本台風により、浸水被害が発生した河川における河道掘削、河川整備、雨水ポンプ場、調整池などの多岐にわたる抜本的な排水強化対策を推進すること。

(栃木市、小山市)

7. 交通・運輸対策について

コロナ禍による利用者低迷や、原油価格・物価高騰等の影響により、交通事業者は依然として厳しい経営環境におかれていることから、地域鉄道や路線バス及びタクシーなどの交通事業者に対して必要な支援を行うこと。

(宇都宮市、真岡市)

8. まちづくり事業等の推進について

- (1) 民間が所有する廃墟化した大規模施設による地域経済活動への悪影響や、老朽化施設の倒壊等による危険性から市民生活の安全を確保する必要があるものの、多額の費用負担が生じることから、国の支援制度を利用したとしても、市が取り壊し等を行うことは不可能であるため、国において直接対応すること。

(日光市)

- (2) 第 5 世代移動通信システム (5G) については、特に働き手不足に悩む地方部において、移動手段や医療・介護、農林業、遠隔就労、災害等、生活基盤を担うデジタル技術を活用する上で必須のインフラとなるが見込まれることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、可能な限り前倒しで整備すること。

(矢板市)

9. 鳥獣の駆除・防除対策について

野生動物が起因する豚熱（CSF）対策や鳥インフルエンザ対策が急務であることから、有害鳥獣被害防止対策に係る国の交付金について、捕獲実績に基づいた交付とするなど市町村の現状に即したものとなるよう見直すこと。また、捕獲実施者の写真撮影などの事務を簡素化すること。

また、野生イノシシに対する経口ワクチン散布補助を自治体の要求どおり確保することなど、国内で発生しているCSF対策の強化を図ること。

（鹿沼市）

10. 場外車券売場等の設置について

自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

（矢板市）

11. 農政施策について

(1) 農業農村整備事業等の計画的かつ着実な推進について

ア 農業の成長産業化に向け、高生産性農業を支え、地域の防災・減災力の強化に寄与する農業農村整備事業を推進すること。

イ 豪雨等による湛水被害の防止に資する、排水施設の整備、田んぼダム の取組み推進等、流域治水の取組による国土強靱化を推進すること。

ウ 地域の共同活動などを支援する日本型直接支払制度(多面的機能支払)を推進すること。

（小山市、大田原市）

(2) 人・農地プランに位置付けられた、農業担い手に対する農業経営基盤強化資金の貸付当初5年間の利子助成について、確実に実行できるよう予算措置するとともに、6年目以降の延長を図ること。

（鹿沼市）

(3) 主食用米からの転作助成の柱である「水田活用の直接支払交付金」については、令和4年度農林水産予算概算決定等において「現場の課題を検証しつつ、今後5年間一度も水張りが行われない農地は交付対象としない方針」が示されたことに加えて、令和5年度予算においては、飼料用米の3年以上の複数年契約に対する助成について契約期間中である農業者がいるにも関わらず廃止され、さらに令和6年度以降、飼料用米の戦略作物助成の専用品種以外について交付金単価が引き下げられる方針が示されるなど制度の変更が短期間で行われている。加えて、国の制度変更等に伴い、農業者に対する周知や交付金の交付手続等において、年々、事務負担が増加・煩雑化する一方で、人件費を含む事務費に不足が生じている。また、認定新規就農者を対象に令和4年度に創設された「経営発展支援事業」では、生産品目の経営準備スケジュールによって活用できない事例が見られるなど、生産現場にそぐわない制度になっている。

こうした短期間での制度変更に対して、農業者からの反対する声は根強く、また、収益減少や経営計画が見通せないなど、今後の営農継続を不安視する声も寄せられており、国においては、新規就農者を含め、農業者が安心して地域農業の維持発展が図れるよう、中・長期的な視点に立って、将来に展望が持てる農業支援制度を構築し、実施すること。合わせて、制度の実施に当たっては、現場の事務の円滑化・効率化に配慮した制度運用と作業実態等を踏まえた事務費を確保すること。

（宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市）

12. 農業及び畜産業経営に対する財政支援について

- (1) 海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等により、農業用の肥料、飼料、資材、燃料などの価格が高騰し、農家及び畜産農家の経営は非常に厳しい状況であることから、経営安定に向けた対策を継続的に実施するとともに、制度の構築・運用に当たっては、活用しやすい仕組みとすること。

(那須塩原市)

- (2) 配合飼料については、価格が継続して上昇する状況下において、配合飼料価格安定制度では十分な補填を受けることができないことから、配合飼料価格安定制度の見直しを図ること。

(那須塩原市)

13. 社会資本整備総合交付金制度について

- (1) 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度として、当交付金の継続的な制度維持を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市)

- (2) 地方の社会資本整備に欠かすことのできない社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、交付要綱等により国の負担割合(国費率)が規定されているものの、要望額と交付額との乖離が大きく、市区町村の超過財政負担や、計画的事業執行への支障となっている。については、事業の長期化を防ぎ、計画的な事業執行を図るため、市区町村からの要望額を十分配慮して予算配分を行い、市区町村が必要とする所要額を確保すること。

なお、予算配分にあたっては、地方自治体ごとの要望額に対する配分額の割合について、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。

(宇都宮市、小山市、下野市)

- (3) 老朽化し更新が必要となる公園施設が増加していく中で、計画的に施設の更新を推進できるよう、交付金の事業要件(面積要件2ha以上)を緩和すること。加えて、公園施設長寿命化対策支援事業について、多大な更新費用が必要となる部材の交換も事業の対象とするとともに、採択基準となる最低限度額(事業計画期間における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上)の廃止若しくは減額をすること。

(足利市、栃木市)

14. 公共施設や公有財産の維持管理について

- (1) 市町村合併等による公共施設の統廃合等の再編を積極的に支援すること。公共施設の再編が円滑に進むよう、財政措置の期間延長、マニュアルの整備や助言など必要な支援を行うこと。

また、対象外の施設を設けず、全ての公共施設を対象とすること。

(栃木市)

- (2) 持続可能なまちづくりを進めるためには、質の高い公共サービスの提供を維持しつつ、老朽化が進行している公共施設の再配置、有効活用、除却等を行っていく必要があることから、公共施設の再編を促進するために、公共施設の除却費用等への財政支援を拡充すること。

(真岡市)

15. 生活環境等の保全について

市街地上空において米軍機の低空飛行訓練が頻繁に行なわれていることから、米軍機の低空飛行訓練の調査と改善を米軍へ働き掛けること。

(栃木市)

16. デジタル田園都市国家構想交付金事業の推進について

デジタル田園都市国家構想交付金事業において、施設整備にかかる補助事業の募集を行う際には、早期の情報提供及び十分な事前相談期間を確保すること。

(矢板市)

17. 空き家対策について

相続放棄による空き家等の保存義務（管理責任）が皆無となる法制度の在り方について、見直すこと。

(足利市)

V. 防災・減災対策の充実強化について

1. 防災・減災対策等の充実強化について

- (1) 消防防災通信基盤整備費補助金(防災行政デジタル無線施設)の維持管理に係る補助制度を確立すること。

また、防災ラジオ等の戸別受信代替案や複数メディアを利用したシステム作りの整備、及び維持管理に係る補助制度についても財政措置を講じること。

さらに、防災行政無線や戸別受信機等の通信環境の改善を目的とした電波送信出力増強の許可等を柔軟に対応すること。

(栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、国土強靱化、防災・減災対策の充実強化のため、補助対象の拡充及び要件緩和により市町村の負担軽減を図るとともに、制度の恒久化を図ること。特に、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債については、令和8年度以降も継続すること。

(栃木市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市)

- (3) 国が予定している緊急速報メール配信地域の細分化を実現するとともに、実施にあたり市町村が負担する携帯会社側のシステム整備費用について、交付税措置等による財政支援を講じること。

(日光市)

- (4) 令和元年東日本台風(台風第19号)による甚大かつ広範囲への被害を教訓として、緊急防災・減災事業債の対象範囲に、洪水浸水想定区域からの公共施設の移転等についても含めること。

(那須烏山市)

- (5) 救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の無償貸付事業について、都道府県へ毎年1、2台の割り当てから、台数等の拡充を図ること。

(真岡市)

2. 発災時の支援対策について

- (1) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけ、支援活動に対し財政措置を拡充するとともに、災害廃棄物の処理に関し、被災地域において発生した大量の廃棄物を集積していた仮置場の復旧にかかる経費についても国が全額負担すること。

(栃木市)

- (2) り災証明の判定結果については、国費を伴う各種支援と連動していることから、り災証明発行に伴う住家被害認定調査の経費等も災害救助法の対象項目として支援すること。また、災害救助事務費については、上限を撤廃し、全額支援すること。

(栃木市)

- (3) 被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊)」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するとともに、生活再建の現状に鑑み、支援金の支給額を増額すること。

また、市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

(栃木市)

3. 防災・減災、国土強靱化対策の推進について

激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等を強力に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る予算を拡充すること。

(下野市)

4. ハザードマップ等のデジタル化について

生活に密接な防災分野のデジタル化を更に推進し、災害リスク情報等(洪水浸水想定、土砂災害、津波、火山の警戒区域、避難所情報)の一元化やデータ連携を促進するとともに、災害発生時には、AI解析等を活用して、水位情報や道路通行止め情報、避難所の空き状況など、住民のニーズに応じた情報をワンストップ化するなど、平時・非常時における国の防災情報サイトの機能拡充を図ること。

(足利市)